

新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 31 日

新見市告示第 4 4 号

(目的)

第 1 条 この告示は、二酸化炭素排出抑制を支援することにより、脱炭素社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、普段の暮らしの中において二酸化炭素排出抑制効果の高い機器等を導入する者に対して、予算の範囲内において新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成 17 年新見市規則第 6 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第 1 に定める要件を満たす機器等（以下「対象機器等」という。）を自らが使用するために購入することとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、別表第 2 に定める要件を満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 24 年新見市条例第 2 8 号）第 2 条に規定する特別措置の対象とならない者

(3) 新見市暴力団排除条例（平成 23 年新見市条例第 3 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しない者

(補助対象経費等)

第 4 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第 3 に定めるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 4 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付請求書（様式第 3 号）による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

(管理)

第9条 申請者は、対象機器等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他申請者の責めに帰することのできない理由により、対象機器等を毀損し、又は紛失したときは、この限りではない。

(取得財産等の処分)

第10条 申請者は、対象機器等の法定耐用年数の期間内において、当該対象機器等を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、申請者が前項の期間内に対象機器等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、補助金相当額の返還を求めることができる。

(協力依頼)

第11条 市長は、申請者に対し、必要に応じて対象機器等の利用状況の調査その他の協力を求めることができる。

2 申請者は、災害が発生したときなどには、電力等を提供できるよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 2 条関係)

対象機器等	要件
電気自動車	<p>ア 経済産業省が、各年度において実施するクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助事業において、補助対象にしている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。)であること。</p> <p>イ 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)の規定により初めて新規登録を受ける自動車(普通自動車、小型自動車)又は、初めて新規検査を受ける軽自動車であること。</p> <p>ウ 補助対象の支払日から起算して 60 日を経過した日又は支払後最初の 3 月 31 日のいずれか早い日までの補助金交付申請であること。</p> <p>エ 補助対象者につき 1 台を限度とする。</p>

別表第 2 (第 3 条、第 5 条関係)

対象機器等	要件
電気自動車	<p>ア 電気自動車を自らが使用する目的で、自動車販売店にて購入し、自動車検査証に使用者として補助金交付申請者の氏名が記載されている者であること。また、自動車検査証又は、自動車検査証記録事項に記載されている使用者住所、使用の本拠の位置が新見市内であること。</p> <p>イ 電気自動車等の購入に際し、本補助金の交付を受けていない者であること。</p>

別表第 3 (第 4 条関係)

対象機器等	補助対象経費	補助金額
電気自動車	<p>車両本体の購入費(消費税及び地方消費税、付属品、諸経費等を除く。)</p> <p>ただし、国等から補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金の額を控除して得た額とする。</p>	<p>補助対象経費に 10 分の 1 を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、30 万円を上限とする。</p>

別表第4（第5条関係）

添付が必要な関係書類	提出可否
1 対象機器等導入に係る領収書及びその内訳書の写し	○
2 対象機器等の写真及び対象機器等が導入された居宅等の写真	○
3 自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を含む）の写し	○
4 納税等状況調査同意書	○
5 誓約書	○
6 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類	△
7 その他市長が必要と認める書類	△

備考 表内の記号のうち、○は関係書類として、添付が必要なものを表し、△は必要に応じて提出するものを表す。

様式第1号（第5条関係）

新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり、申請します。

保 管 場 所	新見市				
登録（車両）番号	岡山				
メーカー名		車名		グレード	
型 式				給電機能の有無	有 ・ 無
①車両本体購入費	付属品、諸経費、消費税及び地方消費税等を除いた車両本体購入費				円
②国等補助金	<input type="checkbox"/> 受給（予定）		補助金交付（予定）額		円
	<input type="checkbox"/> 受給しない				
③補助対象額	①車両本体購入費から②国等補助金を控除した額（①－②）				円
補助金申請額	③補助対象額に1／10を乗じた額（千円未満を切捨て・上限30万円）				円
添付書類	1 車両購入に係る領収書及びその内訳書の写し 2 ナンバープレートを含む車両の写真及び車両を保管・充電する場所の写真 3 自動車検査証（電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を含む）の写し 4 納税等状況調査同意書 5 誓約書 6 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類 7 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）				
※担当者所見					

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第2号（第6条関係）

新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書

新見市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

年 月 日

新見市長



補 助 年 度	年度
補助金交付決定額	円
交 付 予 定 時 期	年 月
交 付 条 件	新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、返還を命ずる。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取り下げをすること。

様式第3号（第7条関係）

新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付請求書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所
氏 名

新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	新見市指令 第 号
補助年度	年度		
補助金交付決定通知額	円		
交付請求額	円		
添付書類	新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金交付決定通知書の写し		

金融機関名		店舗名	
貯金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			